

令和6年陸別町議会3月定例会会議録（第3号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年3月7日 午前10時00分			議長	久保広幸
	散会	令和6年3月7日 午後2時21分			議長	久保広幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	渡辺三義		工藤哲男		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長			主任主査		
	請川義浩			竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	村本和弘	農業委員会会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	庄野勝政		
	総務課長	丹崎秀幸	町民課長	遠藤克博		
	産業振興課長	菅原靖志	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	(空井猛壽)		
	総務課参事	瀧澤 徹	総務課主幹	清水 遊		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	本間 希				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第12号	陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
3	議案第13号	第9期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
4	議案第14号	第2期陸別町障がい者基本計画・第7期陸別町障がい福祉計画・第3期陸別町障がい児福祉計画について
5	議案第15号	陸別町監査委員条例の一部を改正する条例
6	議案第16号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第17号	陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
8	議案第18号	陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
9	議案第19号	陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
10	議案第20号	陸別町墓地火葬場設置条例の一部を改正する条例
11	議案第21号	陸別町墓地火葬場管理条例の一部を改正する条例
12	議案第22号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
13	議案第23号	陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例
14	議案第24号	陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例
15	議案第25号	陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例
16	議案第26号	陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
17	議案第27号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

○議長（久保広幸君） 庄野会計管理者より、途中退席する旨、報告がありました。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

---

### ◎日程第2 議案第12号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

---

○議長（久保広幸君） 日程第2 議案第12号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第12号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第12号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

令和3年9月7日に議決をいただきました市町村計画であります、この一部を変更するものであります。

この計画は、軽微な変更のみの場合を除いて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定によりまして、議会の議決を経て定めることができるとされておりますので、今回の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

市町村計画の変更内容といたしましては、計画期間中において、過疎債の充当を予定するものを追加しようとするものであります。

まず、議案集3ページの部分であります、20ページ、3産業の振興（3）計画の

表を次のように改めるということで、表を御覧いただきたいのですが、表の左から2列目、事業名（施設名）とある欄でございます。こちらの中段に、（9）観光またはレクリエーション、事業内容、銀河の森天文台改修事業、実施主体、町、こちらを追加するものであります。

次に、議案集4ページを御覧ください。

交通施設の整備、交通手段の確保の表になりますが、事業名、道路の最終行、上から数えますと11行目になりますけれども、道路の区分の一番最後に1事業を追加しております。町道ペンケクンベツ原野線ほか道路整備事業、こちらを追加いたします。

また、同じ表の橋梁の部分であります。最後に三つの事業を追加いたします。上から数えますと21行目になりますけれども、町道ペンケクンベツ原野線第3岡山橋補修事業、次に、町道弥生山沿線三楽橋補修事業、そして町道弥生山沿線錦橋補修事業、こちら3事業をそれぞれ追加するものであります。

次に、5ページになります。

生活環境の整備の表であります。中段に、（3）廃棄物処理施設、ごみ処理施設、事業内容として、中間処理施設整備事業、事業主体、組合、こちらの組合は十勝圏複合事務組合を指しておりますが、これを追加するものであります。

続きまして、議案集6ページを御覧ください。

6ページの上の表であります。医療の確保の表であります。事業内容の2行目に、診療所改修事業を追加しております。

次に、同じく6ページの下段の表になります。教育の振興の表になりますけれども、1行目に屋内運動場として、中学校体育館、LED改修事業、こちらを追加するものであります。

今回の変更する箇所については、以上でございます。

なお、計画変更につきましては、北海道に対しまして2月に協議を行い、2月16日付で異議なしの回答を受けております。

また、同じく陸別町まちづくり推進会議にも2月に諮問を行いまして、適当である旨の答申を受けているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 令和3年の9月7日以後に、今回、こういう過疎計画を、変更というか、加えるものだと思うのです、改良も含めて。そういった点でちょっと、令和3年にも説明していたのかもしれませんが、ちょっとだぶったらすみませんけれ

ども、重複した説明でもよろしいですので、お願いします。

1 点目、3 ページの地元雇用促進事業というのはどういうような事業の内容なのか、御説明願います。

それから、今、新規に取り組むというものについて説明あったのですけれども、5 ページにいきまして、簡易水道配管整備事業というのを新設でやるというふうに括弧でなっているのですけれども、この図面的なものが議案説明書にあったのかなと思って見たのですけれども、ないのです。どの辺のことを言っているのか。

それから、下のほうで公営住宅ストック改善事業ですか。これは、どういうものを事業として取り組むのか、今まであるものに改善していくのか。

もう一つ、教育関係で、新町の交流建設事業ということであるのですけれども、新設なのか事業主体は町なののですけれども、これ、今現在の、いわゆる旧保育所跡にできた新町の会館以外に新しいことをやるのか、これに取り組む上で、先般一般質問で言っておりました、新町の災害区域の中で、この交流館が、避難地域みたいな形がとられるのか、その辺の説明をお願いいたします。

それから下の方で、総合的な学習推進事業というのは、どのような形を望んでいるのか、その辺について説明願います。

○議長（久保広幸君） ただいま、谷議員から、いろいろ質問がありましたが、基本的には今回の改正事項に含まれませんので、本来は質疑の対象にならないわけですが、もし理事者側で、理解を深めるために、関係する部分で答弁する意思があれば伺いますが、ありませんか。

丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） この過疎地域持続的発展市町村計画であります。こちらは令和3年度から令和7年度までの5年間の計画として、先ほど申し上げましたとおり、令和3年の9月に議決をいただいたものでございます。ですので、計画の中身には、もう既に実施済みのものも当然ございますし、今後、7年までに予定しているもの、これらも全て含まれるわけでございます。ですので、今ここで個別の事業について実施状況をお答えする資料を持ち合わせていないのですけれども、先ほどの新町交流館につきましては、もう既に建設も終わっているものと、そのように考えております。

また、総合的な学習については、毎年度実施している事業のことを指していると、そのように考えております。

あと、申し訳ありません、個別の事業について、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、そこは御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ただいま前段で申し上げましたように、今回の改正事項に該当しないものの審議については、本来的に取り上げないわけですが、総務課長からただいま、議論を深めるために、今、一部回答があったわけですが、冒頭で申し

上げましたように、個々の質問に対しましては、お答えを理事者側に求めないという議事の進行で進めたいと思いますが、谷議員、よろしいですか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） いずれにしても、既存の、令和3年のときにこれくらいの事業をやるということで頭出ししていたと思うのですけれども、今回のこの改正の中、メニューに載っているのは、それを延長するとか、いろいろな軽微な変更もあるのではないかとということで、過疎計画にまた載せているのだと、私、理解していましたので、質問しているわけなので。さきの、令和3年ですか、したので、あと重複して質問することはないよと言い方だと、ちょっと僕も理解できないのですけれども。それはそれで、議長がそういう考え方で議事を進めるのであればそれでいいのですけれども。

でも、とりあえず、新設というのはありますよね、水道の関係。これは、令和3年ではないような気もするのですけれども、新設だから新設だと思うのですけれども。その辺は、やっぱりある程度説明してくれてもいいのではないかなと思うのですけれども、どんなものですか。

それと、新設でもう一つ何かあったのだよね。

○議長（久保広幸君） よろしいですか。

質問の範囲につきましては、改正箇所、3ページでは1件、9の観光またはレクリエーションについて。それから、4ページについては、橋梁の町道ペンケベツ原野線ほか道路整備事業。それから、橋梁については、それに関連して三つ。それから、5ページでは、廃棄物処理施設のごみ処理施設に関する中間処理施設整備事業に関するもの。それから、6ページにつきましては、医療の確保の診療所に関する診療所改修事業。それから、教育の振興については、中学校体育館LED改修事業。以上についての質疑に限定いたします。

質疑は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第3 議案第13号第9期陸別町高齢者保健福祉計画・介護  
保険事業計画について**

---

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第13号第9期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第13号第9期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例、第2条第4号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第13号第9期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について御説明をさせていただきます。

別冊の計画書をお手元に御用意いただければと存じます。

まず今期の計画では、全国的に団塊の世代が75歳となる令和7年に突入するということで、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を柱として、高齢者の生活を支援していく地域包括ケアシステムのさらなる進化、推進が求められる基本指針となっており、当町につきましては、第8期計画を継承しつつ、介護保険事業の安定的な運営と基本理念、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができ、高齢者一人一人のニーズに対して手が届くまちづくりを目指すものとして策定をいたしました。

それでは、計画書2ページであります。

第1章では、計画策定の趣旨、位置づけ、計画の期間、計画の策定体制から計画策定に当たっての基本的な視点について、国の基本指針に沿った内容で記載をしております。

そのうち、6ページをお開きください。

第4節、計画の策定体制でありますけれども、計画策定に当たりましては、陸別町地域包括ケアシステム推進会議で検討協議を行いまして、パブリックコメントを経て、陸別町保険・医療・福祉サービス検討委員会にお諮りし、答申をいただいているところでございます。

それでは、計画書の12ページをお開きください。

第2章、本町の高齢者を取り巻く状況と課題として、当町における高齢者の現状と、そこから見える課題をまとめたものとして、12ページ以降、掲載をしております。

計画書18ページ目をお開きください。

第2節、介護保険給付等の状況であります。

この後の様々な統計につきましては、国が利用を推奨しております統計処理ツールであります、地域包括ケア「見える化」システムというワークシートを活用した各種統計を掲載をしているところがございます。

それでは、計画書25ページ目をお開きください。

第3節であります。第8期計画期間における取組の評価と今後の課題ということで、第8期計画期間中の事業評価を、基本目標ごとに記載をさせていただいております。

計画書の28ページ目をお開きください。

第4節、アンケート調査から見た陸別町の現状であります。

今回、この計画策定のために行いました二つのアンケート調査につきまして、その概要と結果の抜粋を掲載をさせていただいておりますので、御参照ください。

それでは、計画書の41ページをお開きください。

第4節のアンケートにつきましては、町民向けのアンケートでございまして、この5節の事業所ヒアリングにつきましては、町内の、計画書にも記載しております、各種事業所に対しましてヒアリングを行った結果について、掲載をさせていただいております。

42ページ、第6節の第9期計画における課題であります。

第8期を含めた現状を踏まえまして、必要となる課題を整理をさせていただき、掲載をしているものでございます。

続きまして、計画書46ページをお開きください。

第3章、計画の基本理念と基本的方向では、基本理念と基本目標を掲載しております。第8期を踏襲した形ではありますが、高齢者サービス調整会議におきまして、各事業所の実務者と計画策定協議におきまして、合意と承認を得た上で掲載をさせていただいているものでございます。

続いて、50ページをお開きください。

第4節の施策体系でございまして、国の基本指針に基づきまして、基本目標1の施策の方向性の①、②、③につきましては、前期計画から表現を変更をさせていただいております。また、より具体的に事業を実施する必要がありますことから、基本目標1の施策の方向性、⑤につきましては在宅医療、介護連携を図るための体制の整備、⑥として高齢者の住まいの安定的な確保を、本計画においては追加をさせていただいております。

それでは、51ページをお開きください。

第4章からは、第9期計画期間中に実施計画が必要な施策の展開を掲載をしております。この第4章につきましては、高齢者保健福祉計画に当たる部分にもなっております。高齢者に対するサービス全般を掲載したものとなっております。

冒頭申し上げましたが、国は高齢化の一つのターニングポイントを2025年問題、



すなわち団塊の世代が75歳以上になる令和7年をポイントとして、地域包括ケアシステムという施策を推進してまいりました。

当町では、高齢者人口のピークを平成30年に迎えまして、その後は横ばいの推計となっておりますが、高齢化が進むということは、単に高齢者の人口が増えるということだけではなく、それだけ要介護状態になる高齢者も増加していくことが見込まれるということでもあります。国が言う次のターニングポイントである、その次のターニングポイントであります、団塊ジュニア世代が65歳になります令和22年に向けて、支援を必要とする町民へ必要なサービスが提供できるよう、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、前向きに取り組むことをこの計画で整理し、掲載をしたところでございます。

まず、基本目標の1であります。住み慣れた環境で暮らし続けることができる体制の構築でございます。

ここにつきましては、今後も関係機関と連携をしながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組むべき内容を掲載しております。

項目の1から4につきましては、第8期計画を踏襲した内容でございますが、先ほど50ページの施策体系のところでも御説明申し上げましたけれども、五つ目の在宅医療介護連携を図るための体制整備、それから56ページの6、高齢者の住まいの安定的な確保につきましては、今回追加をした内容となっております。

それでは、53ページ、お開きください。

3、介護給付等対象サービスの充実につきましては、事業所ヒアリングで聴取しており、事業所の維持継続を重要課題といたしまして、町民のニーズに沿う介護サービスの在り方、質の確保を柔軟に検討する必要があると考えておるところでございます。

54ページ目、4であります。

高齢者の日常生活を支える体制の整備につきましても、柔軟な対策の検討という部分においては同様でありまして、町民の声を聞きながら、あるべき姿に向けて協議を進めていくこととしております。

重複いたしますが、55ページ目、お開きください。

5、在宅医療、介護連携を深めるための体制の整備につきましては、コロナ禍の影響で様々な制限を経験してきた中で、今一度医療と介護の連携の必要性について再認識をする必要があるとの意見から、項目を追加したものでございます。

56ページ目、6、高齢者の住まいの安定的な確保につきましても、今回追加した項目であります。高齢者の住まいの在り方について、より事業周知が必要であると認識しておりまして、3年計画で実施評価していくものとなっております。

続きまして、57ページ、基本目標2、日々の生活に楽しみが持て、つながりや支え合いを大切にできる地域づくりであります。

この部分につきましては、特に、生活体制支援整備事業を具体的に進めることが主な取組でありまして、第8期計画期間中も行ってきた生活支援コーディネーターとの連携

をはじめ、新規取組としてボランティアポイント事業の導入、これに取り組みまして、高齢者が地域でより活動できる仕組みを構築していくものとなっております。

続きまして、59ページであります。お開きください。

3、災害や感染症対策に関わる体制整備につきましては、8期計画から引き続きの事業でありますけれども、BCP計画、いわゆる事業継続計画の円滑な実施という点で、改めて整理していく内容といたしました。

それでは、60ページ目をお開きください。

基本目標の3、介護予防と重症化予防、自立支援の推進であります。

介護予防に関する事項は、国の指針の中でもウエイトが大きい部分であると認識しておりまして、当町においても計画的な取組が必要になると認識している部分であります。

足寄町国保病院から招聘している理学療法士が、介護予防の視点で訪問等に関わりましてリハビリテーション活動支援事業をはじめ、保健指導担当と連携して行う後期高齢者健診の受診勧奨は、引き続き重要事項として取り組んでまいります。

また、新規事業といたしましては、高齢者の口腔衛生について歯科訪問事業に取り組み、母子保健で効果を上げている歯科衛生士による指導を高齢者にも普及していく考えでございます。

国は、介護予防を運動、口腔衛生と食事、社会参加の三つだと提唱しておりまして、この三つの好循環を獲得できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、計画書62ページ目をお開きください。

基本目標の4であります。高齢者の尊厳を大切にしたい支援や権利擁護の推進であります。特に、認知症施策に関わる部分につきましては、第8期計画期間中では、コロナ禍の影響を受け、十分な取組ができなかったことが課題でありました。

第8期当初の内容となっておりますが、具体的に取組が進みますよう、新たな認知症観の獲得に向けて取り組んでまいります。

また、次のページ、63ページ、2の権利擁護事業の推進につきましても、社会福祉協議会との連携の上で、必要な町民が青年後見制度を利用できるよう取り組むこととして掲載をしております。

続きまして、64ページ。第5章、介護保険サービスの見込みと保険料の算出についてであります。

冒頭御説明しましたが、国が利用を推奨しております、地域包括ケア「見える化」システムというものを利用しています。この「見える化」システムにつきましては、都道府県、市町村における介護保険事業計画等の策定事項を総合的に支援するための情報システムでありまして、介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報がこのシステムに一元化されておりまして、介護、医療の現状分析、課題の抽出支援、課題解決のための取組事例の共有、施策検討支援、介護サービス見込量

の将来推計支援、介護医療関連計画の実行管理支援の機能が提供され、グラフを用いた見やすい形で提供されるものでございます。

被保険者の推計であります、64ページに記載のとおりであります、第1号被保険者の推計と要支援、要介護認定の推計につきましては、介護保険状況報告の実績データを基に、令和6年から令和32年までの推計値を掲載しております。介護サービス見込量の算出に当たって、前提となるデータでございます。

65ページから73ページまでにつきましては、介護予防サービス、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防支援、居宅介護支援サービスの概要と利用実績、そして利用見込を掲載をさせていただいておりますものでございます。御参照いただければと存じます。

それから、74ページをお開きください。

74ページ、75ページにつきましては、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の見込額を掲載をしております。

76ページでございますが、こちらには、保険給付費と地域支援事業費の負担割合のルールについて掲載をしているものでございます。

77ページをお開きください。

77ページ、78ページにつきましては、保険給付費等と地域支援事業費の見込額を掲載しております。これらの数値は、先ほど紹介させていただきました、地域包括ケア「見える化」システムで推計された数値を採用させていただいております。

続いて、79ページをお開きください。

保険料の段階設定等について掲載をしております。第8期計画では、9段階の設定としておりましたが、第9期計画、本計画におきましては、13段階に設定をしております。関係政令ですとか関係省令が令和6年1月19日に交付されまして、13段階に多段階化されたことにより設定したものでございます。

13段階の標準乗率設定につきましては、10段階以降の乗率を引上げる一方、第1段階から第3段階の乗率を引き下げる設定となっております。

加えまして、第1段階から第3段階につきましては、公費による低所得者軽減の仕組みが設けられておまして、これらの段階については、基準乗率より低く設定をしているところでございます。

80ページには、所得段階別の第1号被保険者数の推計を掲載をしております。

81ページをお開きください。

介護保険料基準額算定のための標準給付費、国の財政調整交付金額、それから予定収納率、準備基金取崩額の見込額について掲載をしている表でございます。

それでは、82ページを御覧ください。

これまで御説明申し上げました条件によって算定いたしました、所得段階別の保険料を掲載しております。

介護保険料につきましては、介護保険条例上、年額で定めるものでございまして、月額換算した保険料について表に掲載をしておりますが、これは比較対象するための参考値でありますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。

結果、乗率が1.0となる第5段階の基準と書いてありますけれども、この第5段階の保険料額が基準の保険料額となりまして、月額換算で6,380円となります。これにつきましては、第8期の5,700円に比べ680円の増となったところであります。

介護保険料の増加要因につきましては、第1号被保険者が減少傾向にあること、それから、給付費単価が高い施設サービスの利用者ですとか、居住系サービスの利用者が全道平均よりも多いこと、さらに、要介護4、5の割合が第8期計画より上昇していることなどが要因として挙げられます。また、高齢者福祉施設など、国はユニット化を推奨しておりまして、それに伴う介護給付費の増加も一つの要因として考えられるところでございます。

計画書、83ページでございます。

こちらには、低所得者の支援策について記載をしております。

84ページは、この計画に基づく中長期的な展望として、参考値ではありますけれども、令和12年度、令和22年度の推計値を掲載をさせていただいているところでございます。

最後になりますが、85ページであります。

第6章の計画の推進についてでありますけれども、適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上に対して、保険者としてどのように取り組み、評価していくかということに掲載をさせていただいております。

以上、雑駁でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えをさせていただきたいと存じますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

はじめに、それぞれ各章ごとに区切って質疑を行います。

第1章、計画策定に当たって、2ページから11ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2章、本町の高齢者を取り巻く状況と課題、12ページから45ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第3章、計画の基本理念と基本的方向、46ページから50ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第4章、施策の展開、51ページから63ページまで。

質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) それでは、基本目標の住み慣れた環境で暮らし続けることができる体制の構築ということと、あとBCPの構築について、御質問させていただきます。

今、説明にありましたとおり、本町の高齢化の推移として、人口と共に高齢者も減少していく見込みで、今までは増加ありきで考えていましたけれども、現状は、今、この福寿荘もかっこうの家も空きが多い状況が続いています。

福寿荘が供用を開始された頃は、居宅介護支援がまだ充実していなかったと思われ、一人暮らしに不安のある人が多く入居されていました。現在は、居宅介護支援事業も受託しているサービス事業者の努力のおかげで、住み慣れた我が家でできるだけ長く暮らしたいという高齢者の求める暮らしがかなうようになったのも、入居が少ない要因の一つだと思いますけれども、でも、これが理想の形ですので、評価するところであります。しかし、施設の空きが多いのも財政的な問題もありますし、何とかしなければいけないというのは同じ見解であると思います。

現在の福寿荘の入所資格では、要介護認定者は入居できないとありますけれども、今後、このような入居者が少ない状況が続くようでしたら、要支援から介護1ぐらいまで、訪問介護やデイサービスなどを利用しながら入居できるようにするとか、逆にこの入居資格に60歳以上の独居世帯で、独立して生活することに不安のある者も入居資格に当たりますので、普段は問題なく暮らしている人も、やはり一人では不安なところもたくさんあります。元気な方にも入居していただいて、高齢者のシェアハウスのようなイメージに転換していくのもよいのではないかと思います。

そして、かっこうの家は、一時住まいの事業としていますので、あくまでもそのスタンスで、施設生活への移行と慣らしの場所と考え、いずれにせよ、入居の基準条件の見直しも含めて、今後の福祉施設の在り方を考えていく大きな転換期と思っていますけれども、ここは今後の検討事項であるかと思っていますけれども、担当課のお考えをお聞きいたします。

それと、BCPの構築についてですけれども、まだこのBCPには何もされていないということなんでしょうか。各機関、それぞれの福祉施設が独自にBCP計画をつくって、それで地域包括がまとめて統制するという形のつくり方をするのでしょうか。お聞きいたします。

○議長(久保広幸君) 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(空井猛壽君) まず、2点目のほうから御回答させていただきます。

きたいと思います。

BCPの関係でございますけれども、これにつきましては、第8期、現在、令和3年度から令和5年度までの介護報酬の改定に当たりまして、令和6年3月31日までに介護保険のサービスを提供する事業所につきましては、BCP計画を策定しなさいというような条件を付した介護報酬の改定でありました。それに伴いまして、BCP計画につきまして、各事業所において策定をすることとなっております。

御質問にあった内容でありますけれども、このBCP計画につきましては、まずもって各事業所におきまして、それぞれ環境も違いますから、それぞれのBCP計画を策定をするというのが、まず前提条件であります。

当町につきましては、介護保険のサービスを提供する事業者が、数は多くありませんので、このBCP計画を町内の事業所さんで共有をさせていただいて、有事の際にどのようにそれぞれが役割分担をして動いていったらよいのだろうかというところを、検証評価といいたいでしょうか、情報共有をするというような考え方で、現在のところ思っているところでございます。

それから、1点目の暮らしという部分の御質問であります。

まず、福寿荘につきましては、現在入居されている方が1名ということで、数は少のうございますが、現状、議員もおっしゃられていたとおり、ここに入居を希望する方が、現在のところ1名しかいらっしゃらないということで、空いている状況になっているところであります。

御提案のありました、要支援から介護1程度までの方の入居について検討すべきではないかというような御意見だったと思っておりますが、これにつきましては、第9期の高齢者保健福祉計画を回していく中で検討しなければならない材料になるかもしれないというところで、現状、見直しますという結論づけた御回答にはなりませんけれども、やはり、住まい、暮らし、高齢者の暮らしといった全般的なところを評価した中で、福寿荘の在り方ですとか、そういったところの運用の方法も、今後、検討しなければならない材料になってこようかなと考えておるところでございます。

それから、かっこうの家の関係であります。これは、昨年10月にスタートした事業でありまして、計画書の中にも書かせていただきましたけれども、やはりこの3年間で高齢者の暮らし全体というところ、これはかっこうの家も含めてでありますけれども、必要な事業評価をしていって、その中でかっこうの家の入居条件ですとか、そういったところを修正をしなければならないようなことが出てきた際は、併せて検討というか、関係者とも協議をしながら、よりよい形にしていくことが理想であると考えておりますので、今回いただきました御意見につきましては、参考とさせていただければと考えております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） B C Pの計画については、今月中に策定するということでした。このB C Pの災害や感染症のときに使うものなのですからけれども、皆さん気持ちは共有できていると思うのですけれども、一個一個確認していくと、なかなか、あれ、あ、これもということがすごく出てくると思うのです。私も一度、会社のつくったことあるのですけれども、改めて確認して皆で共有することで、災害だ、何かのときは本当に役に立つと思うので、ぜひこれは円滑に進めていってほしいと思います。

福寿荘についてですけれども、昨日も町長も一般質問の中で、ここは誰でも入れるように扉を開けておくと言っておりました。私ももちろんそのとおりで、入れるところは絶対つくっておくべきだと思いますけれども、でも、福寿荘が埋まっていかないことには、次の住替えの、かっこの家の特老、またはグループホームなどにはつながっていかないと思いますので、ここを今後、検討委員会の検討事案として、また考えていってほしいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 福寿荘の関係ですが、誰でも入れるということは言っておりません。今あるルールの中で、扉は開けるということで、ルールはルールであります。そこに入るルールがあります。N P Oもあったり、しらかば苑もあったり、そこにはルールがあります。例えば、要支援1で認知でなければとか、介護3でしらかば苑だとか、では福寿荘はどうなのだということなのですからけれども、そのルールは、今もルールの中で扉を開けるという意味なので、誰でも入れていくという考えではないのです。

何が言いたいかというと、いろいろなニーズが変わってくるのです。多分そういうことを言いたいのかなと。僕が言いたいのは、そこを満床にしたいから、ルールを変えてやろうという政策ではないのです。そこに、議員おっしゃるようなニーズがあれば、そういう困っている人がいるのであれば、扉をまた開いて、ルールを変えたりすることなのですからけれども、今ただ満床にしなければいけないとか、昨日も言ったように、費用対効果ではないところの、そういう介護予防だとか、そういう必要な方が必ず出てくるところは、今1人だからといって、だめではないかということではなくて、これがまた年数たっていけば、そこに必要な人も出てくると思うのです。そこで、では60歳以上の方で、そういう人を入れて満床なときに、本当に最初のルールのおきに入りたい人が出てきたら、そこが入れない状況になるというのは、これはちょっとおかしな話なのかなということがあります。

議員おっしゃる、今の1人で経費もかかってというのも分かるのですが、昨日も言わせていただいたのは、費用対効果を求めるものもあるけれども、そういうふうにして扉を開くということなので、誰でも彼でもそこに入ってという考えは全くありません。

今の次長からの答弁は、そういうものも勘案して、これからそういうニーズが出てくるのであれば、ルールの変更だとかというのは、それは検討しなければいけないのは、

これは当たり前の話です。これだけ時代が流れていって、ニーズも変わり、今、かっこの家の話ですが、まだ始まったばかりなのです。始まったばかりのものを、まだ1年もたっていないものを、これ今検証だとか、こう変えたらいいだとかというのは、何もチャレンジもできないような状況になるので、そこは見守っていただきたいなと思います。きちんと責任も取りますし、今、委託のことも全部そうですけれども、それもきちんと責任は取りたいと思っています。責任取るというのは、そこで検証をきちんとして、1年たったときとか、必ずその施設と、これはどうだったのかとか、ここにお金が発生してどうだったのかというの、これは当たり前の話で、そういう責任をきちんと取っていくので、まだ今始まったばかりで、始まって検証もされていない中に、条件変更だとかそんなことをやっていると、本当に待っている人達もいて、今も入居の興味といったらあれですけども、問合せも結構来ています。なので、この介護に関してはなかなか難しい問題なので、いろいろこれから皆さんと一緒に立ち止まりながら考えていくのが、僕はこういう福祉のことだと思っているので、その辺を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の町長の言っていることはもちろんでして、私は福寿荘を満床にしたほうが良いとは言っていないのですけれども、ニーズが変わってきている、だんだん独居の方が陸別町にも増えてきているということで、その人達が長く陸別に住んでもらえるような取組を、これからも考えていってほしいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 当然、同じ考えです。同じ考えで、どこに辿りつくかという手法の話だと思うので、どんどん議論していただいて、言っていただいて、また僕たちも考えられますし、一人で考えているより皆さんで考えたほうがいっぱい情報集まるので、それは大いに言っていただいたほうがいいのかなど。ただ、僕の考えは、今こういう考えなのでということを申し上げさせてもらっただけなので、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第5章、介護保険サービスの見込みと保険料の算出、64ページから84ページまで。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 82ページの、介護保険料の基準額が月額5,700円から6,380円と、680円アップしたのは、65歳以上の第1号被保険者の減少が大きな要



困であるということでありましたが、料金の値上げというのは、高齢者が最も心配して最も興味のあることでもあります。そして、この64ページの被保険者数の推移を見ますと、第1号被保険者の減少状況、第9期はこれで6,380円と、基準値が、これでいいわけなのですけれども、令和12年度以降の第10期以降について、これはさらに介護保険料、増額になるのではないかなと判断しますけれども、年金受給者である第1号被保険者の負担がさらに増えるということも考えられます。介護サービスを維持しながら、年金受給者の介護保険料の負担を軽減させる対策として、今後どのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 今、御質問のありました、介護保険料の基準額でありますけれども、今回、先ほど御説明いたしましたとおり、人口の推移ですとか、高齢者の、第1号被保険者の推移とサービス給付費、これらを総合的に勘案いたしまして、今回680円の増額が必要であるということで御提案をさせていただいたものであります。

まず、この保険料が上がった原因といたしましては、説明の中でも申し上げましたが、介護度の高い方が全道平均に比べて高いですとか、施設サービスですとか居住系のサービスを利用されている方が、これまた全道平均より多いような状況になっておまして、それに伴った保険料の増というところも考えられますけれども、大きな要因の一つといたしましては、やはり第1号被保険者、65歳以上の方の人口が減少することによる保険料のアップというのは、大きな要因として挙げられるのかなというところで、議員の見込みのとおりの部分であろうかと思えます。

今後10期以降の関係でありますけれども、10期以降につきましては、現状、保険料がどの程度の水準となるかというのは、現状では分からないところでありまして、基本的には令和6年から令和8年までの第9期の中で、どのような給付の動向になるかというところも勘案しながら、次期計画において介護サービス量の見込みを立てて、被保険者の動向を見ながら改めて計算をすると、保険料について算定をすることになりますので、現状において、計画書の中には参考として、令和20年度と令和22年度の、現状の推計方法でいったところの保険料について掲載をさせていただいたページがあったと思いますが、いずれにしましても、次期計画につきましては、84ページに令和12年度と22年度の現行の推計方法で算定した参考値の月額保険料額の掲載をさせていただいております。いずれにしても、この第9期がどのような動向になるかを見極めながら、第10期を迎えるということになりますので、現状において、今後の保険料がどうなるかというところは、お答えしかねるというか、判断材料がないというような状況にあります。

サービスを維持しながら保険料負担を軽減させる対策はということでありましたが、こちらにつきましては、例えば、今回、高齢者保健福祉計画の中にも書かせてい

ただきましたけれども、介護の重症化予防の三つの要素を好循環で回していくというような表現のしたところがあったかと思えますけれども、そのような中で、今回新たに口腔ケアについて、新たな事業として掲載をし、また、高齢者の社会参加といったところでは、ボランティアポイントという新しい施策も、今回、高齢者保健福祉計画の中に盛り込ませていただいております。というのは、やはり介護を予防する、それから重症化を予防するといったところで、健康寿命を延ばすといいたまいますか、元気な第1号被保険者を守っていくとか、つくるという言い方はあれですね、重症化させない、介護が必要な状態にさせないような、いわゆる予防的な事業も、これは介護保険の枠外になりますけれども、そういった事業に取り組みつつ、適正な保険給付となるよう、また、町民の皆さん、65歳以上の第1号被保険者の皆さんが、いつまでも元気で暮らせるような、在宅で暮らせるような、そういった、町としての、これは保険外の施策として、そういった予防策も打っていく必要もあるのではないかとこのところ、健康であれば介護を必要としない方も増えてくると思えますので、そこで介護保険料に大きな影響が出てこないような、健康な方をたくさんつくるといったようなところの努力も、一方では必要ではないかということ考えているところでございます。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第6章、計画の推進、85ページから89ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号第9期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第4 議案第14号第2期陸別町障がい者基本計画・第7期  
陸別町障がい福祉計画・第3期陸別町障がい児福祉計  
画について

---

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第14号第2期陸別町障がい者基本計画・第7期陸別町障がい福祉計画・第3期陸別町障がい児福祉計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第14号第2期陸別町障がい者基本計画・第7期陸別町障がい福祉計画・第3期陸別町障がい児福祉計画についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第14号第2期陸別町障がい者基本計画・第7期陸別町障がい福祉計画・第3期陸別町障がい児福祉計画につきまして、御説明をさせていただきます。

別冊の計画書をお手元に御用意ください。

今期のこの3計画につきましては、前期計画同様、3本を1冊の計画書として合冊して作成をさせていただいております。

障がい者基本計画につきましては、障がい者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるものでありまして、当町の障がい者施策の基本計画としての機能を有するものとなります。

障がい福祉計画は、障がい者総合支援法に基づいて、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づいて策定するものでありまして、障がい福祉サービス等に対する3年間の実施計画として位置付けられるものでございます。

二つの福祉計画につきましては、国が定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を考慮いたしまして、成果目標を定めることになっており、この基本指針と北海道の計画策定方針を参考にいたしまして、両計画を策定をしているところでございます。

それでは、計画書の3ページ目をお開きください。

第1章第1節、計画策定の背景でありますけれども、国の法律により、障がい者の定義、国民の責務等について再認識し、共生社会に向けての実現に向けて現行計画を改定

し、策定することとしております。

4 ページ目をお開きください。

第2節、計画の性質と計画期間であります。いずれの計画も令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としております。

6 ページの第3節、計画における障がい者の定義から10ページまでになりますけれども、制度とか施策の主な変遷について、10ページ目まで掲載をしておりますので、御確認をいただければと存じます。

11 ページであります。

第5節の計画の策定及び推進体制でありますけれども、計画策定に当たりましては、陸別町自立支援協議会で検討協議を行いまして、パブリックコメントを経て、陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会にお諮りし、答申をいただいております。

第6節、計画策定の基本的な指針であります。国が進めております共生社会の構築について記載をさせていただいております。

13 ページからは、障がいのある人の現状について記載をしております。

15 ページ以降にデータ等がありますので、御覧をいただきたいと思っております。

障がいのある方の現状といたしまして、人口ですとか障がい者手帳所持者などの統計的なデータを掲載をさせていただいております。

人口につきましては、減少の傾向にありますけれども、障がい者をめぐるデータにつきましても、減少もしくは横ばいというようなデータとなっております。

それでは、23 ページ目をお開きください。

ここからが第3部といたしまして、第2期陸別町障がい者基本計画になります。

25 ページ目、お開きください。

第1章の基本理念でございますけれども、第6期陸別町総合計画の障がい者支援の充実に掲げました基本目標を継承し、本計画の基本理念としていただいております。

26 ページ目、お開きください。

第2章第1節、地域生活支援でありますけれども、相談支援体制の充実、居住支援の推進について記載をさせていただいております。

28 ページにつきましては、新たに心のバリアフリーの理解促進という文言を盛り込んでおります。

同様に、29 ページには情報バリアフリーの推進について、その解説と主な取組を掲載をさせていただいております。

30 ページをお開きください。

第2節の就労支援であります。

就労継続支援B型事業などが、この項目に該当となります。

同じく、第3節、障がいのある人への支援でありますけれども、本人の暮らしに沿っ

た支援が必要である旨を記載をさせていただいているところでございます。

それでは、31ページ目からは、第7期の陸別町障がい福祉計画となります。

33ページ目、お開きください。

第1章、成果目標の設定についてでありますけれども、6項目の成果目標を設定しているところでございます。

まず、第1節、福祉施設の入所者の地域生活への移行でありますけれども、本町では現在、22名の支援を行っておりますが、1名の地域移行を目標として、設定をさせていただいております。

34ページ目であります。

第2節、障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでありますけれども、具体的な数値目標は設定はしておりませんが、本町では合議体による協議の場の設置にはこだわらず、必要に応じまして、自立支援協議会によります協議の場を通じて、必要な検討ですとか、事業の構築を目指すこととしております。

35ページ目であります。

第3節、地域生活支援拠点等が有する機能の充実でありますけれども、ここの拠点とは、相談、体験の機会や場、緊急時の受入対応、専門性、地域の体制づくりを担うものであります。本町には相談支援専門員が不在であることなどがありまして、全てにおきまして、この節に関しては課題が多く、自立支援協議会の中で協議を重ねて、この拠点の設置に向けた継続課題としておるところでございます。

36ページをお開きください。

第4節、地域移行支援事業等から一般就労への移行等であります。

本町には就労継続支援B型はありますけれども、その先の一般就労への移行となりますと、町内外の企業が障がい者雇用の受皿となりますことから、就労に関しては厳しい状況、厳しい課題、難しい課題とはなります。

令和3年度の一般就労はゼロ人でありました。本計画におきましては、1人の目標値を掲げておるところでございます。

38ページ目、お開きください。

第5節、相談支援体制の充実、強化等でありますけれども、基幹相談支援センターの設置などを設定しておりますが、相談支援専門員の育成に努めるなど、地域自立支援協議会で協議を重ねて、設置に向けた継続課題としておるところでございます。

なお、北勝光生会のみどりの園さんに相談支援事業所はありますけれども、法人内の相談件数で満たされてしまっているということもありまして、その他、在宅での障がい者の方につきましては、新たに相談支援専門員を育成することは必要であると考えておるところでございます。

40ページ目をお開きください。

第6節、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築でありま

す。これにつきましては、北海道が実施する研修等に参加をいたしまして、それぞれのスキルアップに取り組みこととしております。

それでは41ページ、第2章第1節、訪問系サービスの見込量と確保方策についてありますが、サービスの種類とその内容、サービスの実績について記載をしておりますので、御覧をいただければと存じます。

なお、本町で利用できるサービスにつきましては、居宅介護のみでありまして、現在の利用者が継続して利用する見込みとしておるところでございます。

続きまして、44ページであります。

第2節、日中活動系サービスの見込量と確保方策についてであります。サービスの種類とその内容、サービスの実績について記載をしておりますので、御覧をいただければと存じます。

なお、本町で利用できるサービスにつきましては、生活介護、自立支援、就労継続支援B型、療養介護であります。こちらの利用見込につきましても、現在の利用者が継続して利用するものと見込んでおるところでございます。

50ページ目、お開きください。

居住系サービスの見込量と確保方策についてであります。サービスの種類とその内容、サービスの実績について記載をしておりますので、御覧をいただければと思います。

本町で利用できるサービスにつきましては、共同生活援助と施設入所であります。ともに横ばいの見込みとしておるところであります。

52ページ目です。

第4節、相談支援の見込量と確保方策についてでありますけれども、サービスの利用計画の作成や見直しを行うサービスでありまして、介護保険でいうところのケアプランに相当するものだと考えていただければと思います。

当町で援護している方は50名程度でありまして、高齢等により人数は減ってきてはおりますが、北勝光生会の相談支援事業所で抱えきれない在宅プラス障がい者数名の方につきましては、本人がプランを立てるセルフプランに移行されます。それにつきましては、町の福祉担当職員がプランを立てておりますので、本計画のサービス量には含まれておりませんことを御承知おきいただければと存じます。

53ページであります。

第3章、地域生活支援事業の見込量と確保方策についてでありますけれども、地域生活支援事業といいますのは、これまでの福祉サービスとは少し性質が違っております。障がい者支援法に規定された柔軟に実施できる事業で、本町の条例で定めている事業でございます。

本町で利用できるサービスにつきましては、障がい者支援事業所が1か所あるということと、排泄管理支援用具、ストマ装具を公費負担で給付をさせていただいているとこ

ろでございます。

それでは、57ページからであります、第3期陸別町障がい児福祉計画であります。

59ページをお開きください。

第1章、成果目標の設定であります。児童発達支援センター等を各市町村に1か所以上設置することとなっておりますが、現状、設置が困難でありますことから、各種健診時でありますとか保育所におきまして、外部から療育指導者を招聘いたしまして、その機能を果たしているところでございます。

今後につきましては、発達検査を実施できるような町職員の育成に努めることとしておるところでございます。

また、医療的ケア児支援の協議の場やコーディネーターの配置など、これらにつきましても難しい課題であります。地域自立支援協議会等で協議いたしまして、専門の研修受講を含め、配置を検討していくこととしております。

それでは、61ページ目をお開きください。

第2章、障がい児福祉サービスの見込量とその確保方策についてであります、サービスの種類とその内容、サービスの利用実績について掲載をしておりますので、御覧をいただければと思います。

今後の見込みにつきましては、児童発達支援については、現在の利用者が継続して利用する見込みとしております。

児童発達支援につきましては、足寄町の児童発達支援センターあゆみ園に通所利用をお願いをしておりますが、保護者の指導方針に合わせて、他の支援事業所への通所についても支援をしておるところでございます。

65ページ、第6部の計画の推進に当たってであります。

67ページをお開きください。

計画の推進に当たりましては、関係機関等の連携について、町内外の各種団体や機関、さらには近隣自治体との連携を図ることとして、規定をさせていただいております。

また、計画の進行管理につきましては、計画の進捗状況を確認しつつ、毎年度協議を行うこととさせていただいているところでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑は、各部ごとに区切って、それぞれに行います。

第1部、計画策定に当たって、1ページから11ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2部、陸別町の障がいのある人の現状、13ページから21ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第3部、第2期陸別町障がい者基本計画、23ページから30ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第4部、第7期陸別町障がい福祉計画、31ページから56ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第5部、第3期陸別町障がい児福祉計画、57ページから64ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第6部、計画の推進に当たって、65ページから67ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号第2期陸別町障がい者基本計画・第7期陸別町障がい福祉計画・第3期陸別町障がい児福祉計画についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第15号陸別町監査委員条例の一部を改正する条例



---

○議長（久保広幸君） 日程第5 議案第15号陸別町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第15号陸別町監査委員条例の一部を改正する条例についてですが、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第15号陸別町監査委員条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案集は10ページとなります。

本条例は、地方自治法の一部が改正されたことで、条ずれが発生する条文を引用する箇所について、改正を行うものであります。

議案説明書、資料ナンバー4が新旧対照表となります。表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正箇所となりますので、御参照いただきたいと思ひます。

地方自治法は、平成29年の改正により、損害賠償責任の一部を免責する規定が追加され、第243条の2が第243条の2の2となっております。

次に、令和5年の改正によって、公金事務等に関する規定が追加され、第243条の2が第243条の2の7に、第243条の2の2が第243条の2の8となっております。

陸別町監査委員条例では、第8条において当該部分を引用しておりますので、変更するものであります。

引用部分の概略としましては、普通地方公共団体の長は職員が当該普通地方公共団体に損害を与えた場合、監査委員に対し監査を求め、その決定に基づき賠償を命ずるという内容となっております。

なお、平成29年の改正は令和2年4月1日施行でしたが、改正が漏れておりました。大変申し訳ありません。

今回は、この部分も含めて整理させていただくものであります。

改めて申し上げますと、引用する部分の第243条の2第3項となっている部分であります。これが平成29年の改正で、第243条の2の2第3項となり、さらに今回の改正で第243条の2の8第3項となるものであります。

それでは、議案集の10ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第6 議案第16号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第16号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第16号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第16号につきまして、御説明を申し上げます。

まず、本条例で定める基準につきましては、省令で定める基準を参考に、地方自治体条例で定めることとされておりまして、今般、この基準とする省令が改正されましたことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、議案説明書、資料ナンバー5をお開きください。

こちら新旧対照表で、右欄が現行条例、左案が改めようとする内容であります。

今回の改正につきましては、第23条と第53条の改正となります。

まず、第23条につきましては、見出しを掲示から掲示等に改めようとするもの、それから、後段のほうにつきましては、掲示しなければならないを、ここに記載のとおり改めようとするものでありますが、運営規定等の重要事項につきましては、これまでの掲示に加えまして、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないという規定に改めようとするものでございます。

第53条第2項第2号の改正でありますけれども、CD-ROM等、媒体の種類を示さない形の電磁的な記録媒体に改めまして、文言の適正化を図ろうとするものでございます。

それでは、議案書11ページにお戻りください。

改正本文につきましては、新旧対照表を用いて御説明させていただきましたので、改めての説明は割愛をさせていただきます。

附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するでございます。

なお、この条例に定める基準につきましては、認定こども園等が適用されるものでありまして、町内には対象となる事業所、事業場がないことを申し上げておきたいと存じます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第7 議案第17号陸別町指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例**

---

○議長（久保広幸君） 日程第7 議案第17号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第17号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法が改正され、看護、小規模多機能型居宅介護のサービス内容が明確化されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第17号の説明をさせていただきます。

本条例につきましても、議案第16号同様、本条例で定める基準等につきましては、政令で定める基準を参考に地方自治体条例で定めることとされておりまして、基準とする省令が今般改正されましたことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきますので、議案説明資料ナンバー6をお開きください。

資料ナンバー6であります。右欄が現行条例、左欄が今般改めようとする内容でございます。

本条例の第12条を改めようとするものでございます。

介護保険法の改正によりまして、これまで施行規則に委任されていた複合型サービス

のうち、介護保険法第8条第23項第1号が新設されまして、看護、小規模多機能型居宅介護が法律本文に規定されましたことから、必要な改正を行おうとするものでございます。

それでは、議案書12ページにお戻りください。

改正本文につきましては、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきましたので、改めての説明は割愛をさせていただきます。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第17号の御説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第8 議案第18号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を

## 改正する条例

### ◎日程第9 議案第19号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第8 議案第18号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第9 議案第19号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第18号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、介護サービスに係る基準省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第19号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、介護サービスに係る基準省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第18号及び議案第19号について、一括して御説明を申し上げます。

この二つの条例に共通することといたしまして、本条例で定める基準等につきましては、政令で定める基準を参考に、地方自治体条例で定めることとされており、基準とする省令が今般改正されましたことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

それでは、まず議案第18号であります。新旧対照表により御説明を申し上げたいと思いますので、議案説明書、資料ナンバー7の1をお開きください。

まず、この新旧対照表のつくりですが、右欄が現行条例、左欄が改めようとする内容

であります。

それでは、第3条の改正であります。令和6年4月1日施行の介護保険法の一部改正によりまして、指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者の指定を受けられるようになりますため、第3条第1項を、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援を行う場合の基準に限定するために、文言の整理を行おうとするものであります。

また、第2項として、第1項以外の事業所の員数に関して、新たに規定を設けようとするものでございます。

続いて、第4条の改正であります。

第3条第1項、第2項に掲げますそれぞれの事業所の総称を、指定介護予防支援事業所と定義を定めるものでございます。

同じく、第2項につきましては、第3条第1項の改正に準じるものでございます。

資料ナンバー7の2を御覧ください。

第4条第3項、第4項を新たに設けようとするものでありまして、指定介護予防支援を行う管理者の要件に関しまして、第3項、第4項を追加して、指定居宅介護支援の管理者と同等の基準を設けようとするものでございます。

続きまして、第5条の改正内容であります。

第2項、第3項につきましては、利用申込者を利用者とする文言整理でございます。

第3項の後段の改正につきましては、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援を行う場合に当たっての担当職員を、介護支援専門員とする内容に改めようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー7の3をお開きください。

第5条第4項の改正となります。

こちら、4項第2号を改めようとするもので、ICTの導入活用を円滑に進める観点から、特定の記録媒体以外の使用が可能である旨を明確にするために、抽象的な表現に改めようとするものでございます。

続いて、第11条でございます。

第2項、第3項を追加しようとするものでございます。

指定居宅介護支援の基準では、利用者の選定により、通常の事業の実施区域以外において行う場合、交通費を受けることが可能となっていることから、指定介護予防支援を行う場合も同様に交通費の支払いを受けることを認める旨を規定するものでございます。

これが、2項、3項を追加する部分でございます。

続いて、第12条の改正であります。第11条第2項、第3項の規定を追加したことに伴いまして、同条1項の規定に限定するため、文言を改めようとするものでございます。

続いて、第13条の改正であります。こちらは第3条第1項の改正に準じるものでございます。

第13条第1項第1号の改正であります。第4条第3項の追加によりまして、介護保険法施行規則の省令番号を規定しましたことから、本条の省令番号を削除しようとするものでございます。

同じく、同項第4号の改正であります。

今回、条号を追加する部分であります。第31条第29号の規定につきましては、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が順守すべき事項を定めているものでありますことから、委託先の指定介護予防支援事業者に関しましては、除外する規定を設けようとするものでございます。

続いて、18条の改正であります。

こちらは文言整理でありまして、担当職員を含め、単に従業員と規定するものでございます。

続いて、第22条第1項の改正であります。

この改正につきましては、以降の条文で重要事項に言及しますことから、略称規定を定めようとするものであります。

同条第2項の改正であります。第1項で略称規定を設けたことによりまして文言整理となります。

22条第3項につきましては、書面掲示のほか、インターネット上での情報の閲覧の完結等を求めるデジタル原則の考え方を踏まえまして、原則ウェブサイトへの掲載を義務化する規定を設けるものでございます。

なお、このウェブサイトへの義務化の規定に関しましては、経過措置として、令和7年3月31日まで猶予する旨、附則で規定を設けるものでございます。

続いて、資料ナンバー7の5を御覧ください。

第29条第2項第2号のエでありますけれども、こちらにつきましては文言整理となります。

続きまして、第2項第3号を追加するものであります。第29条第2項第3号を追加する規定につきましては、第31条第2項の2第2号の3と関連します。併せて説明をさせていただきたいと存じます。

現状、訪問系、通所系のサービスや居宅介護支援等につきましては、身体拘束の原則禁止や、やむを得ず行う場合の記録に関する規定が設けられておりませんことから、身体拘束の適正化に関する観点から、新たに設けようとするものでございます。

同項の号番号ですが、第3号を追加したことによりまして、それぞれ一つ繰り下げ、号番号のずれを修正しようとする文言整理でございます。

第4章とある部分でありますけれども、基準省令の改正による文言整理でございます。



第31条第1項第2号の2、第2号の3を追加する規定につきましては、第29条第3号を追加する規定で御説明申し上げましたので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

続いて、資料ナンバー7の6を御覧ください。

第31条第1項第15号でありますけれども、独立した意味を持つため、当該計画とあるものを当該介護用サービス計画と文言整理をするものでございます。

続いて、第16号のアの部分であります。次に新たに設けますイ以降の細分を新設することによりまして、重複する内容について削除をしようとするものでございます。

次の、第16号イを追加する改正でありますけれども、テレビ電話等を用いたモニタリングに関する規定を追加しようとするものであります。

これまで同様3か月に1回、居宅を訪問して面接を行うことを原則としつつも、利用者の同意をあらかじめ得るなど、新たに規定しました（ア）、（イ）の要件を満たしていれば、3か月を1期とする連続する2期に1回、6か月を指しますが、テレビ電話等を用いてモニタリングすることが可能である規定を新設しようとするものであります。

ただし、（イ）のCの規定を追加する部分につきましては、サービスの終了月利用者の状況に著しい変化があった場合は、面接するように行うこととしているところであります。

同号のエのところではありますが、イ、ウを追加したことによります細分ずれを修正しようとするものでございます。

同号エ、資料ナンバー7の6の一番下でありますけれども、細分イの追加に伴います文言の追記となります。

続いて、資料ナンバー7の7をお開きください。

同条の第24号の改正であります。こちら先ほどの条文にもありまして、独立した意味を持つため、当該介護予防サービス計画と文言を整理するものでございます。（25）につきましても、同様の改正であります。

（29）を追加する改正でありますけれども、指定居宅介護支援事業所が行う指定介護予防支援に対して、町長から求めがあった場合に必要な情報提供を義務づける規定を新設しようとするものであります。

第33条の1行目の改正であります。こちらにつきましては、前章括弧を前章まで括弧ということで、文言整理を行おうとするものでございます。

その下、下段の2行の改正につきましては、今回の改正に伴います引用条項を修正しようとするものでございます。

資料ナンバー7の8をお開きください。

第34条の第1項の改正であります。令和5年12月26日に交付されました、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正によりまして、括弧書きを削除しようとするものでございます。

それでは、議案書16ページにお戻りください。

改正本文につきましては、新旧対照表を用いて御説明申し上げましたので、改めての説明は割愛させていただきます。

附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第22条に1項を加える改正規定、これにつきましては重要事項のウェブサイトへの掲載義務化の規定を指しますが、この加える改正規定は令和7年4月1日から適用するであります。

続きまして、議案第19号の説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、新旧対照表を用いて御説明させていただきたいと存じますので、資料ナンバー8の1をお開きください。

まず、第3条第3項の改正でありますけれども、より具体的な規定といたしますため、指定居宅介護サービス事業者の法律上の要件を追加しようとするものでございます。

続いて、第4項の改正であります。以降の規定におきまして、地域包括支援センターに言及いたしますことから、本項の定義が後続の定義に及びますよう、略称規定を設けようとするものでございます。

続いて、第4条第2項の改正であります。

こちらにつきましては、介護支援専門員1人当たりの取扱い件数を見直す改正をしようとするものでございます。

現行、利用者の数を35としているところ、要支援の利用者を3分の1相当に換算して44名に、続く第3項の規定につきましては、指定居宅サービス提供事業者と国保連合会のシステムを活用いたしまして、ケアプランを共有して、かつ事務職員を配置している場合に49とする改正内容であります。

続いて、資料ナンバー8の2をお開きください。

第5条の改正となります。

こちらにつきましては、経営能力を持つ人材が効率的な運営をできるようにする観点から、全てのサービスを対象に、同一敷地でなくても差し支えない旨を明確化する規定を整備しようとするものでございます。

続いて、第6条であります。

こちらは、利用申込者を利用者とする文言整理でございます。

同じく、第2項の下段のほうの改正であります。

過去6か月間に当該事業所が作成したケアプランに掲載したサービスごとの提供事業者割合について、説明して理解を求めることについて義務づけされていたところですが、今回の改正では努力義務へと緩和されたため、第2項の義務規定を削除して、新たに第3項を起こして、努力義務とする改正を行おうとするものでございます。

資料ナンバー 8 の 3 をお開きください。

第 3 項を追加しておりますが、これにつきましては、先ほど第 2 項のところの説明申し上げましたとおり、義務規定を削除いたしまして、第 3 項を起こして努力義務とする改正を行うため、項を追加するものでございます。

同じく、第 4 項の改正につきましては、文言整理、申込者を利用者とする文言整理であります。

それと、項番号をそれぞれ、第 3 項の追加によりまして繰り下げるものでございます。

旧第 4 項ですね、新第 5 項の改正であります。第 3 項を追加したことに伴いまして、引用条項を修正するものでございます。

第 5 項の第 2 号の改正であります。

I C T の導入活用を円滑に進める観点から、特定の記録媒体以外の媒体が使用可能である旨を明確化するため、抽象的な表現に改めようとするものでございます。

資料ナンバー 8 の 4 を御覧ください。

それぞれの項番号につきましては、第 3 項の追加に伴いまして、引用条項を修正しようとするものでございます。

第 1 5 号の改正であります。

資料ナンバー 8 の 4 の下段になりますが、こちらの改正につきましては、第 2 号の 2、第 2 号の 3 を追加しようとするものであります。現状、訪問系、通所系サービスや居宅介護支援等につきましては、身体拘束等の原則禁止や、やむを得ず行う場合の記録に関する規定が設けられていないことから、身体拘束の適正化に関する観点から、新たに設けようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 8 の 5 をお開きください。

第 1 5 条の第 1 項第 1 5 号を改めるものであります。ここにつきましては、アの部分でありますけれども、次の細分を新設することによって、利用者の居宅を訪問しという文言を削除しようとするものでございます。

追加となります。イにつきましては、テレビ電話等を用いたモニタリングに関する規定を追加しようとするものであります。

これまで同様 1 か月に 1 回、居宅を訪問して面接を行うことを原則としつつも、利用者の同意をあらかじめ得るなど、(ア)、(イ)に掲げております要件を満たしていれば、2 か月に 1 回はテレビ電話等を用いてモニタリングをすることが可能である規定を新設しようとするものであります。

ただいまイを追加したことによりまして、旧イをウに、細分新設によるずれを修正しようとするものであります。

続いて、第 2 9 号の改正であります。

こちらにつきましては、指定介護予防支援の業務の委託を行う指定介護予防支援事業

者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に限られるため、文言を加え、特定しようとするものでございます。

続きまして、第23条の2の改正でございます。

今回の条例改正に伴います条文を精査いたしました結果、第23条の2の、次に掲げる措置の条文が欠落していたことが明らかになったことによりまして、三つの号を加えようとするものでございます。

なお、本条例の基準により設置されている事業所につきましては、町保健福祉センター内の陸別町居宅介護支援事業所のみでありまして、新型コロナウイルス感染症への対応を含めまして、これまでの間、感染症の予防や蔓延の防止につきましては、万全を期しまして適切に対応してまいりましたことを御報告申し上げ、条文に不備がありましたことにつきましては、おわびを申し上げたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、第24条の改正であります。

こちらは、この後御説明しますが、新設する本条第3項で重要事項について言及いたしますことから、略称規定を設けようとするものでございます。

第2項の改正につきましては、前項に規定するを重要事項と略称規定を設けたことにより、文言を削除しようとするものでございます。

第3項を加える改正でありますけれども、書面掲示のほか、インターネット上での情報の閲覧の完結等を求めるデジタル原則の考え方を踏まえ、原則ウェブサイトへの掲載を義務化する規定を設けるものでございます。

この義務化に伴う経過措置といたしまして、令和7年3月31日まで猶予する旨、附則で規定を設けておるところでございます。

続いて、第31条第2項第3号の改正であります。

第15条の改正で身体拘束等に関する規定を新設したことに伴いまして、本条の記録の整備においても同様の規定を設けようとするものでございます。

以降の号番号は、第3号を追加したことによる条ずれを修正しようとするもの、それから、に規定するを、の規定による、に文言整備をしようとする改正であります。

資料ナンバー8の7をお開きください。

第33条の改正であります。

こちらにつきましては、令和5年12月26日に交付されました、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正によりまして、括弧書きを削除しようとするものでございます。

それでは、議案書20ページにお戻りください。

改正条文につきましては、新旧対照表を用いて御説明申し上げましたので、改めての説明は割愛をさせていただきます。

附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第24条に1項を加える改正規定、これにつきましては重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとする改正であります。この1項を加える改正につきましては、令和7年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、議案第18号及び議案第19号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、議案第18号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第20号陸別町墓地火葬場設置条例の一部を改正する条例

◎日程第11 議案第21号陸別町墓地火葬場管理条例の一部を改正する条例

---

○議長(久保広幸君) 日程第10 議案第20号陸別町墓地火葬場設置条例の一部を改正する条例から、日程第11 議案第21号陸別町墓地火葬場管理条例の一部を改正する条例までの2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第20号陸別町墓地火葬場設置条例の一部を改正する条例についてですが、陸別合同納骨塚の新設に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第21号陸別町墓地火葬場管理条例の一部を改正する条例についてですが、陸別合同納骨塚の新設に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 遠藤町民課長。

○町民課長(遠藤克博君) 議案第20号並びに議案第21号について、一括して説明いたします。

議案第20号陸別町墓地火葬場設置条例の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー9をお開きください。

新旧対照表となります。右側が現行条例で、左側が改正案となります。

合同納骨塚の新設に伴いまして、第1条第1号の表中に、名称と位置を加える改正を行おうとするものであります。

合同納骨塚とは、お墓がない方、お墓があっても引き継ぐ方がいないなどの方のため、複数の焼骨を一緒に納骨する合葬施設です。

名称、陸別合同納骨塚。

位置、陸別町字陸別82番1であります。

続きまして、議案第21号陸別町墓地火葬場管理条例の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー10の1をお開きください。

新旧対照表です。こちらと同じく、右側が現行条例、左側が改正案となります。

議案第20号と同様に、陸別合同納骨塚の新設に伴う改正となります。

改正が多岐にわたっておりますので、要点のみ説明させていただきます。

第2条第2項第3号、使用を許可する墓地の名称ですが、名称は先ほど申したとおり、陸別合同納骨塚です。

以降、合同納骨塚と述べさせていただきます。

第2条第4項は、資料ナンバー10の2にまたぎますが、合同納骨塚の使用の許可を受けることができる者の規定です。

第2条第5項では、合同納骨塚の生前予約は受け付けないという規定です。

生前予約とは、御存命の方が、自分が死亡した後に自分の遺骨の埋蔵を目的とする予約を指します。

資料ナンバー10の3をお開きください。

第6条第2項は、合同納骨塚の使用許可を受けた者が合同納骨塚を使用しない場合があっても、既に納めた使用料は還付しないという規定です。

資料ナンバー10の4に移ります。

第12条第2項は、合同納骨塚の使用の取消しに関する規定です。

第13条ですが、合同納骨塚に埋蔵された焼骨は返還しないという規定です。

資料ナンバー10の5、別表第1は使用料に関する規定ですが、第3号として、合同納骨塚の使用料は、1体の焼骨につき2万円とします。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書に戻ります。

21ページを御覧ください。

議案第20号の本文については、資料で説明したとおりでありますので、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

22ページを御覧ください。

議案第21号の本文についても、資料で説明したとおりでありますので、附則を読み上げます。

23ページです。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第20号及び21号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第20号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第20号陸別町墓地火葬場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号陸別町墓地火葬場管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第22号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第12 議案第22号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第22号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法施行令の一部改正及び第9期陸別町高齢者保健福祉計



画、介護保険事業計画の策定による介護保険料率の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第22号の御説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、議案第13号におきまして議決をいただきました、第9期陸別町介護保険事業計画に基づきまして、保険料に関する所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて御説明申し上げますので、資料ナンバー11の1をお開きください。右欄が現行条例、左欄が改めようとする内容であります。

まず、第2条の第1項の改正でありますけれども、こちら、第9期計画の計画期間であります、令和6年度から令和8年度までに改めようとするものでございます。

同項第1号以降につきましては、介護保険事業計画書の82ページに掲載をさせていただきました段階別保険料、こちらに基づきまして、条例の改正を行おうとするものであります。

第1号、こちらにつきましては、計画上第一段階に該当するものでございますが、こちらを3万4,835円に、第2号につきましては5万2,444円に、第3号につきましては5万2,826円に、第4号につきましては6万8,904円に、第5号につきましては7万6,560円に、第6号につきましては9万1,872円に、第7号につきましては9万9,528円に、第8号につきましては11万4,840円に、第9号につきましては13万1,520円に。10号から13号は追加の規定となります。第10段階に該当する方でございますが、14万5,464円、第11号、16万7,760円、第12号、17万6,088円、第13号、18万3,744円に改めようとするのが、第1項の改正内容であります。

続いて、第2項につきましては、第1項第1号に掲げます方の減額賦課に関わる改正でありまして、計画年度であります令和6年から8年度に年度を改めまして、第1項の規定、つまり3万4,835円とありますが、同号の規定に関わらず、2万1,820円と改めるものでございます。

第3項の規定につきましては、第1項第2号に該当する被保険者の方についての保険料であります。令和6年度から令和8年度において減額賦課いたしますので、この第3項、第4項につきましては、第2項の引用規定となっております。第2号で規定した2万1,820円、これは第1号に掲げる方の保険料でありますけれども、第2号に掲げる方の減額賦課につきましては、3万7,132円と読み替えるものでございます。

同様に、第4項の規定であります。これは第1項の第3号に該当する第1号被保険

者の方につきましても、令和6年度から令和8年度まで5万2,444円の減額賦課としようとするものでございます。

それでは、資料ナンバー11の2をお開きください。

第4条第3項の改正規定でありますけれども、こちらにつきましても、要保護者であって当該号の区分による割合を適用されたならば、保護を必要としない状態となるものについて保険料の段階を追加いたしました、第2条第1項第9号から第12号までを追加して規定しようとするものでございます。

それでは、議案書24ページにお戻りください。

改正本文につきましては、新旧対照表を用いて御説明させていただきましたので、改めての説明は割愛をさせていただきます。

附則であります。

まず施行規則1。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置2。

改正後の陸別町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今、説明ありましたところの資料の確認、ちょっとしたかったのですが、改正案のほうで読まれた第2条の3号の部分の、前項中の2万1,820円とあるのを3万7,132円と読み替えるというところの数字というのは、これはさきに示されている第2条の上の部分の3万4,835円というところ、この数字は、この相違というのは、3万7,132円というのはちょっと、どういうものだったのかとお聞きします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの御質問であります、手元に介護保険事業計画があれば御覧いただきたいと思うのですが、82ページに、この条例改正に基づきます段階別保険料の一覧を掲載をさせていただいております。

ちょっと条例のつくりが分かりにくいかもしれませんが、御指摘の第2条第3項の改正の2万1,820円とあるのは、3万7,132円という部分でありますけれども、こ

れも先ほど申し上げましたが、第2項の条文を引用する規定となっておりまして、非常に分かりにくい表現なのですが、端的に申し上げますと、第2条第2号の5万2,444円、これを3万7,132円に改正しようとするものであります。

同様に、第4項の規定につきましては、第2条の第3号にあります、5万2,826円を5万2,444円に減額賦課するという中身の改正であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今の説明で理解できなかった部分がありまして、この3万7,120円というのはどこの数字なのかなど、現行の部分が。

確認できましたので、分かりました。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第23号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第13 議案第23号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第23号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例についてですが、資材、燃料等の価格上昇による有害鳥獣駆除に係る経費の増加に対応するために、捕獲奨励金の単価を増額することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、議案第23号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

近年の有害鳥獣被害の増加、特にエゾシカの被害増加、有害鳥獣の駆除に係る経費の増加により、捕獲者の負担が増加していることから、負担軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案資料ナンバー12を御覧いただきたいと思います。

新旧対照表を記載しております。

今回の改正は、第4条中の奨励金の額について、1号のヒグマについては3万円を3万2,000円に、2号の狐、野犬等については3,000円を3,500円に、4号のエゾシカについては5,500円を7,500円に改めるものでございます。

それでは、議案書25ページを御覧いただきたいと思います。

改正内容につきましては、資料で説明させていただきましたので、附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございますが、以降、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今回の有害鳥獣駆除に関して、駆除に対する奨励金をアップするわけなのですが、このことによって今までよりも多く捕獲できるというふうには考えられない面もあるのですけれども、いずれにしても、ヒグマに関しては結構、人に対する被害も出ているという観点から、今、道のほうも、今まで禁じられていた春打ちをやるようになってくるということになってくれば、熊というのは、まれに3頭生まれるときもあるけれども、大体1頭が、繁殖ね、だから、ここで個体数が、どんどん捕らえることによって減るということは、非常に考えにくい面もあるけれども、私的には新聞等でも、いわゆる駆除された熊のサンプルを、もちろん何頭捕ったと、個体の確認をするのですけれども、そのときにサンプルを取らないと、例えば陸別町にいる熊はどういうDNAを持ったグループなのかというのが、今後調べなければならないという話をしているのですけれども、そのサンプルを駆除と同時に義務づけるのかどうか、その辺についてどういう情報が来ていますか。

私的には、そういうサンプルを持つことによって、駆除というか陸別全体の熊のことが、鹿の場合はもうこれはかなり頭数増えているので、そんなに絶滅ではないと思うのですけれども、そういった点で、今、熊のやつは2,000円アップだからそんなに駆除は進まないのかなと思うけれども、とにかく北大何かでもそういう、そのグループの

DNAを調べることが必要だと言われているのですが、その辺についての取組はどのようなのですか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 熊の被害につきましては、報道等で認識しているところでございますが、陸別町単独で熊の生態の調査等を実施するレベルというかには、ならないのかなと思っております。

もちろん、北海道、十勝総合振興局などで情報共有しながら熊の被害等、生じないようにしておるところですけれども、先ほど大学との研究等とかについて、町が単独で行っていくという考えはございません。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 熊の件は今の説明どおりなのですが、エゾシカの関係は、たしか工藤議員からの質疑だったか一般質問だったか、ちょっとあれなのですがけれども、そういう質問も受けまして、猟友会のほうの総会にも出席させていただきまして、そこでの御意見、今の現状はどのようなのだということで、僕もその場に出席させていただき、2,000円のアップの要望ということで、これはもう猟友会の皆さんの総意で。

頭数に関しては、様々な制限もあったりとか、どのぐらい捕れるのだという話も猟友会ともしておりますので、この2,000円を上げたからといって頭数が増えるだとか減るだとかという、捕る頭数の問題ではなくて、今、現状の中で弾も上がっていますし、当然燃料も上がっていますし、その部分で町としてどういうふうにしたらいいかというところで、2,000円アップさせていただいたので、これで駆除が進むだとか、猟友会の皆さんの人数にもよりますし、そこでの、これを上げたからたくさん捕ってほしいだとか、そういう考えはございません。

今の現状の中で、何とか町ができる、この2,000円上げるだけでも数百万というか、予算のアップになりますし、そこら辺でのきちんと現場との話の中にきたことなので、これでそういう鹿が捕る数が増えていったとか減っていったとかということ、最終的に検証するとか、そういうところには考えておりませんので、そこら辺は御了解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 金額的に、2,000円ということは燃料代にもならないような感覚で駆除をお願いするわけなのですけれども、このことと同時に銃の規制も、今まで決められたのは、ハーフライフルはだめだったけれども、ある程度緩和されるという見通しもある中で、個体数が、熊の場合は本当に繁殖能力というのはそんなにない中ですから、やはり絶滅危惧種にはまだなっていませんけれども、そういうことによってなるようでは、やはり問題が出てくると思うので、あらかじめ、今言ったように、しかるべき機関と同時に合わせて、陸別に住んでいるグループはこれぐらいだというのをするためには、毛を集めれば、サンプル取れば分かるという話もあるので、その辺は猟友会の

人にサンプルを取るように話はしていてももらいたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君）当然、僕も前に答弁させていただいたのですが、必ず現場の方達ときちんとお話をした上でのこういう提案の仕方なので、熊の件に関しても、エゾシカに関しても、きちんと猟友会の皆さんとお話をした上での提案になっていますので、ハーフライフルの関係とかも、そういうものもきちんと現場とお話をして進めていくことになるのかなど。

はたから見てではないのですが、こうやって今の燃料代にもならないとか、いろいろな考えがいろいろ出るのは分かるのですけれども、やはり現場の人達ときちんと話した上のこういう政策だということだけは御理解いただかないと、はたから見てとか新聞を見てだとか、いろいろなそういう情報の中で、陸別はこうなのだという定義で来られたら、やはり何を正しいのかが分からないです、正直言って。エビデンスも何もないので。僕自身は現場に行って、ちゃんとその方達とお話して、こういうことなのだというのを、僕はまだ1年目なのであれなのですけれども、総会にも出させていただいて、こういうことなのだということが分かって、分かりましたよということで今回こういうふうに提案させていただいているので、様々な御意見はあるのかもしれないのですけれども、僕のやり方はきちんと現場の人達とお話をしてやるというやり方なので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はありませんか。

6 番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町長の、現場のというか實際上ハンターと話も、僕も言っているのは、結局、個体のグループづつとかそういうののサンプルを取って、しかるべき機関に、陸別にはこういう系統の熊がいるのですよというようなことは、今後のことも含めて取る必要があるのではないかとということでもありますので、この金額がどうのこうのではないということ、話を質問しているわけなのですけれども。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） ただいま谷議員が言われたような御意見ございますが、例えば、そのしかるべき機関から陸別町のほうにサンプルの提供依頼、そのようなことがありましたら、それについてはやはり猟友会の皆様に、どうでしょうかと御意見伺うような、そのように対処したいと思います。町が率先してやるというような体制ではありませんし、今、そのような予定はございません。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第23号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第24号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例

---

○議長(久保広幸君) 日程第14 議案第24号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第24号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてですが、町営住宅の耐用年数経過による用途廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第24号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、公営住宅におきまして、空き家等が増えている現状がありまして、これまでも本会議の中でも、空き家住宅の有効利用などについて御意見などもいただいていたところでございますが、このような状況下の中で、内部でもいろいろと検討を重ねてまいりました。

今回、現行の長寿命化計画において、長期的な構想と位置づけておりました、上トマムの団地の用途廃止につきまして、今回先行して、空き家となっておりますB棟、1棟2戸を廃止しようとするものでございます。

上トマム団地B棟につきましては、木造の平屋建てで3LDK、床面積75.77平米でございます。平成6年1月に竣工いたしまして、同年3月より供用開始してきておりましたが、令和6年3月をもちまして、木造住宅の耐用年数となります30年を経過

することから、今後は公営住宅としての用途を廃止いたしまして、貸付住宅として利用するため、条例の改正を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、議案書の上段にあります、別表1の1中の中のB棟1棟2戸の部分削除させていただきます。

また、団地の所在地の部分におきまして、上段のほうで字トマム南3線92番地の1の部分重複して記載されておりましたことから、他の団地との表記を合わせるため、この部分につきましては、整理として削除させていただいております。

説明は以上とさせていただきますが、附則を読み上げさせていただきます。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第25号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例

◎日程第16 議案第26号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を  
改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第15 議案第25号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例から、日程第16 議案第26号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例までの2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。



○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第25号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてですが、町営住宅の入居者の公募方法の変更等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第26号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてですが、町営住宅の入居者の公募方法の変更等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第25号及び第26号の改正内容につきまして、一括して説明させていただきます。

両議案につきまして、まず共通の背景といたしまして、今回の公営住宅の入居者の公募及び特公賃住宅の入居者の募集につきまして、これまで毎月2週間の期限を定めて回覧、また掲示板等への掲示を行って周知してまいりました。

しかしながら、募集期間外での問合せなどの相談何かもこれまでありまして、特に、回覧を見ることのできない町外からの問合せも多く寄せられてきた現状がありました。

こうしたことから、少しでも多くの方に公営住宅の募集状況を知ってもらい、また利用してもらうために、募集の方法を、これまでの期限を定めた形での募集から随時の募集に改めていきたいというような考えを持ちまして、そうすることによりまして、少しでも多くの方に応募ができる機会が生まれるのかなということで、改正しようとするものでございます。

それでは個別に、まず議案第25号について説明させていただきます。

議案説明書の資料ナンバー13を御覧ください。

新旧対照表となっております、右側が現行、左側が改正案となっております。

第3条の入居者の公募の方法でございますが、第1項で公募の方法について、1号から2号に掲げる方法のうち二つ以上の方法で行うものと、これまでされておりましたが、このうち、第3号の役場前の掲示板における掲示という表現を、その他町長が適当と認める方法と改めさせていただきます。この適当と認める方法とはということなのですけれども、これにつきましては、これまでの掲示板における掲示だけではなく、今考えておりますのが、多くの方に周知していききたいというような、できる方法ということを考えまして、改正以降は町のホームページ何かにも掲載させていただいて、それをするることによりまして町外の多くの方に周知したいというような考えでおりますことから、当面の間は募集方法を変更した旨を、広報や回覧何かにも併せて周知させていただきながらというような考えでおりますことから、このような形の表現にさせていただきます。

また、こういったようなことから、第1項にあります、後の方法のうち二つ以上の

方法という部分につきましては、削除させていただいております。

続きまして、第2項の文言の整理ということで、新旧対照表にもありますが、それぞれ当たってという部分と申込みにつきましては、2か所だと文言の整理をさせていただいております。

資料での説明は以上とさせていただきます、議案書のほうにお戻りください。

議案本文の朗読は割愛させていただきます、附則のみを読み上げさせていただきます。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するでございます。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます、続きまして、議案第26号について説明させていただきます。

議案説明書の資料ナンバー14を御覧ください。

ここにおきまして、右側が現行、左側が改正案となっております。

第3条第2項の改正につきましては、先ほどの議案第25号の改正と同様に、現行の、後の方法のうち2以上の方法を削除させていただきます、第3号の現行であります、役場前の掲示板における掲示を、その他町長が適当と認める方法に改めさせていただきます。

また、今後は随時募集に改めさせていただきたいと思っておりますので、第4項にあります申込期間等の記載につきましては、削除をさせていただいております。

また、このほかの部分で、第3項の第4号の部分の申込みという部分につきましては、文言整理とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます、議案書28ページのほうにお戻りください。

本文のほうの説明は新旧対照表を用いて説明させていただきましたので、議案本文の朗読は割愛させていただきます、附則のみを読み上げさせていただきます。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するでございます。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。

議案第25号、第26号につきましては、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第25号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第25号陸別町営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第26号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第27号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を 改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第17 議案第27号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第27号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、生活衛生等関係行政の機能強化のため、関係法律の整備に関する法律により水道法等が改正され、水道整備、管理行政、水質基準の策定等の所管が現行の厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろし

くお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第27号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、水道法の一部改正によりまして、これまでの法から改正がありまして、水道整備に関すること、また、管理行政に関することにつきまして、これまでの厚生労働省から国土交通省へ所管が変わりましたこと、また、水道基準の策定等に関することに関しましては環境省に、それぞれ移管されましたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案説明書の資料ナンバー15を御覧ください。

今回の水道法の改正に伴いまして、当町で定めております条例のうち、右側のほうの現行の部分から、左側のほうの改正案のほうへと変わるわけなのですが、まず第3条、また第27条及び第30条におきまして、これまで厚生労働省令として定めていた部分が国土交通省令に変わります。

また、第36条の第1項第6号におきまして、厚生労働大臣という記載から国土交通大臣及び環境大臣へと記載のほうが変更となります。

以上が、改めます変更内容につきまして説明とさせていただきますして、議案の29ページのほうにお戻りください。

本文につきましては、新旧対照表を用いて説明させていただいておりますので、朗読につきましては割愛させていただき、附則を読み上げさせていただきたいと思っております。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わりますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会宣告

---

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時21分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員